

3 会廃審 第4号  
令和4年2月9日

会津若松市長 室井 照平 様

会津若松市廃棄物処理運営審議会  
会 長 平澤 賢一



会津若松市災害廃棄物処理計画について (答申)

令和3年12月14日付け3廃第921号で諮問のありました標記の件について、会津若松市廃棄物処理運営審議会条例第2条の規定に基づき慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

# 答 申

会津若松市は、平成22年2月に会津若松市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理への備えとしてきたところでありますが、福島県内においては、東日本大震災や令和元年東日本台風などの大規模災害の経験を通して、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することが、被災地の復旧・復興にとって重要であることが改めて認識されています。

また、国においても、大規模災害の経験を踏まえ災害廃棄物処理に係る指針や手引き等を改訂していることに加えて、福島県においても、令和3年3月にはじめて県災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物処理における県内市町村との連携を位置づけたところであります。

こうした中、会津若松市において計画策定から10年を経過した会津若松市災害廃棄物処理計画を今般改訂することは、時宜を得た取組であると考えます。

このような認識の下、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、会津若松市災害廃棄物処理計画改訂案については、適切であると判断いたします。

## [附帯意見]

当審議会において、以下の意見も出されており、これらも参考に取組を検討されたい。

- 発災後に、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するためには、計画を改訂しただけでは十分ではなく、市民や事業者等への周知・啓発、市職員をはじめとした関係者の教育・訓練、地域ごとの仮置場候補地のリスト化、市民仮置場の登録など、平時における取組が重要である。  
これら平時における取組について、今後、作成予定の初動対応手順書への位置づけ等により、不断の取組とすること。  
さらに、初動対応手順書等について、適宜、見直しを行うことで、常に実効性のあるものとする。
- 災害ごみに関するアンケート調査の結果では、災害ごみの排出の方法や場所を具体的に考えたことがない方が全体の4分の3を占めており、市民の災害廃棄物に関する意識が高いとは言えない状況にある。  
本計画では、市民に身近な災害廃棄物対策として、市民協働による「市民仮置場」の設置検討を位置づけていることから、この活動等を通して、発災時に市民が混乱することが無いよう、市民の意識啓発に継続して取り組むこと。

## 会津若松市廃棄物処理運営審議会委員

会 長	平 澤	賢 一
副会長	小 林	雄 治
委 員	小 野	恭 雪
委 員	鈴 木	利 昭
委 員	船 窪	好 晴
委 員	佐 藤	洋 一
委 員	白 井	彌 栄子
委 員	加 藤	光 子
委 員	吉 田	秀 一
委 員	佐 藤	俊 弥